

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.066

処 分 名	建築物省エネ法 基準適合認定建築物に係る認定の取消し
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定建築主が改善命令に違反したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定を取り消すことができる。
根拠法令等・条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号) 第 37 条
処 分 基 準	認定の取り消しは、基準適合認定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなったと認める場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であることから、設定しない。
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第三十七条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなったと認めるときは、前条第二項の認定を取り消すことができる。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定)

第三十六条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、当該認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が当該認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。